

市民活動を応援します！ 平成30年度市民活動支援基金 助成団体を募集

地域の課題解決や市民の利益増進のため、市内を中心に活動する市民活動団体に活動資金を支援します。個人や事業者からの寄附金を基金とし、助成します。
問い合わせ／自治文化課市民活動推進担当（内線3111）

◆申請書の受付期限

12月22日(金)※事前に電話予約が必要

◆助成対象

- 平成30年4月中旬～平成31年3月末に実施・完了できる事業であること
- 市民活動を展開及び拡大するための事業であること
- 同一事業に対して、国・地方自治体・社会福祉協議会などから助成金、その他財政的な支援を受けていないこと

◆助成額

予算の範囲内で、上限15万円 ※講師等に支払う謝礼は、補助対象経費の3分の1（上限5万円）が補助対象となります

◆助成の対象とならない費用

- 団体の経常的な活動に要する費用
- 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費
- 不動産及び高額な備品の購入費
- 補助金交付決定前に行った事業や支出したもの

◆応募できる団体

不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とし、自発的・継続的に社会貢献活動を行う営利を目的としない次の団体に限ります
○NPO法人・ボランティア団体・市民活動団体であること

- 主たる事務所が市内にあること
- NPO法で定められた20分野の活動を行っていること
- 構成員5人以上のグループで、構成員に2人以上の市民を含むこと
- 政治活動又は宗教活動を目的としないこと
- 暴力団、又はその構成員の統制下にある団体でないこと

◆申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書及び事業計画書（積算根拠となる見積書等を添付）
 - ②平成28年度の決算書及び事業報告書
 - ③平成29年度の予算書及び事業計画書
 - ④団体目的等についての確認書
 - ⑤会員名簿
 - ⑥会則
- ※①と④は所定の様式があります

◆審査の方法・助成の決定

助成事業や助成額は、書類と公開プレゼンテーションにより市民活動推進協議会委員が審査し、市が交付又は不交付等の決定を平成30年4月中旬に行います

◆その他

詳細は自治文化課に備えの「申請の手引き」（市ホームページにもあります）をご覧ください



健康生活

Q 歯周病について

A かつて、「リンゴをかじると血が出ませんか」というフレーズがテレビから流れていました。リンゴはともかく、歯茎から血が出るのは、歯周病の初期症状のひとつです。さらに重症になると、うみが出たり、歯茎が腫れることもあります。

歯周病のメカニズムとしては以下のようなものが考えられています。歯の表面には白い細菌のカタマリ（プラーク）があるいは歯垢（いいます）が付いてきます。これは、食べかす（食渣）といいますが、歯垢は、食べかすでも付いてきます。細菌のカタマリが付いた状態がしばらく続くと歯茎が腫れてきます。これを修飾する因子として、タバコ、糖尿病と並んで、歯肉の乾燥があります。歯肉が乾燥すると、炎症を起しやすくなるといわれています。口を開けたまま（口唇閉鎖不全）、口で息をする（口呼吸）習慣があると、前歯の歯茎が腫れやすくなります。治療としては、細菌のカタマリを除去することが中心になります。除去する方法としては、患者さん自身で行う口腔清掃（歯みがきなど）、そして、歯科医院で行う口腔清掃（歯石取りなど）があり、両者が車の両輪となって治療を進めていきます。そして、この状態を維持するために定期的に歯科医院に通ってチェック、クリーニングをしていきます。

歯周病はギネスブックによれば世界で最も罹患率の多い病気だとして、日本人もよく調べれば、多くの人がかかっています。ただ、前述のとおり治療のリクツはかなり単純です。気になる方は是非、お近くの歯科医院でご相談ください。

（一般社団法人 北足立歯科医師会）

